

## 高速増殖原型炉もんじゅに関する勧告後の対応についての意見書

国のエネルギー基本計画等に示されているもんじゅの役割や研究開発については、安全確保を最優先にしながら、関係省庁と連携し、取り組むことが肝要である。

そのような中、去る11月13日に原子力規制委員会より文部科学大臣宛てに高速増殖原型炉もんじゅに関する勧告が出されたことは、これまで市民の安全・安心の確保を大前提に国のエネルギー政策に協力してきた立地地域としては、まことに遺憾である。現にもんじゅが立地している地元の心情としては、問題が長引くことにより、市民の安全・安心、地域経済の安定等が脅かされることを大変憂慮している。

立地地域及び国民の信頼回復のためにも、原子力規制委員会とのかかわり方を含め、これまでのもんじゅの運営体制や、文部科学省が主体となって進めてきた改革について、問題点を徹底的に検証した上で改善を図り、厳格な安全管理を行うことが必要である。また、立地地域に対しては、丁寧な説明を行うなど真摯に進めていくことが重要である。

よって、下記の事項について強く要望する。

### 記

- 1 当該勧告を真摯に受けとめ、これまでの運営体制や改革の取り組みの問題点を十分に検証した上で、安全管理を担うことのできる運営主体を速やかに示し、市民・国民に対して丁寧に説明すること。
- 2 現にあるもんじゅの管理については、原子力規制委員会に対し十分に協議を行い、現場職員の士気を低下させることなく必要な措置を講じるよう、日本原子力研究開発機構に適切な指導を行いながら、安全・安心の確保に全力を傾注すること。
- 3 もんじゅの今後については、立地地域への影響が大きいことを十分に考慮し、地元に対する丁寧な説明を行いながら検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年12月21日

敦賀市議会